

割賦販売法の改正 に関する報告書0712

制度調査部
堀内 勇世

ちょっとキーワード 18

【要約】

- 「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会報告書」が、今年12月10日に公表された。
- この報告書は、割賦販売等の規制強化のために、割賦販売法を改正することを提言している。
- 具体的には、割賦販売法の適用範囲の拡大、個品割賦購入あっせん業者の登録制の導入等が提言されている。

ここでいう「割賦販売法の改正に関する報告書0712」とは

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会が、今年（2007年）12月10日に公表した「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会報告書」のことである。この報告書は、割賦販売等の規制強化のため、割賦販売法の適用範囲の拡大、個品割賦購入あっせん業者の登録制の導入等を提言している。来年の通常国会での法改正が目指されている模様である。

<経済産業省などの参照ホームページ（執筆時）>

- ◎割賦販売法の改正に関する報告書0712（「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会報告書」）の掲載場所
<http://www.meti.go.jp/press/20071210004/20071210004.html>
- ◎現行の割賦販売法について
 - ・経済産業省の「クレジット取引」のページ
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/creditpage/index.htm>
 - ・経済産業省東北経済産業局の「割賦販売法」のページ
<http://www.tohoku.meti.go.jp/syohisya/horitsu/kappu.htm>

<割賦販売法とは>

- 割賦販売法とは、割賦販売、割賦購入あっせん等に関する取引秩序の維持、消費者の保護を目的として制定された法律である。
- 現在の割賦販売法の「割賦販売」とは、購入者から商品代金を2ヶ月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領することを条件として、指定商品を販売することなどをいう。
- また、現在の割賦販売法の「割賦購入あっせん」とは、購入者が、信販会社とあらかじめ契約を結んでいる販売業者（加盟店）から指定商品を購入し、その際に信販会社が、販売業者に対

してその商品代金を一括して支払い、その代金に相当する額を購入者から2ヶ月以上にわたり、かつ、3回以上に分割して受領することなどをいう。

<報告書が提言する改正の方向>

1. 悪質な勧誘販売行為を助長する不適切な与信の排除

(1) 個品割賦購入あっせん業者に対する規制の強化

- 個品割賦購入あっせん業者に対する登録制を導入し、行政処分規定及び無登録営業に対する罰則を設ける。
 - 法定書面のうち与信契約に関する事項については、与信契約の当事者である個品割賦購入あっせん業者（与信業者）を書面交付の法的な責任主体とする。
 - 個品割賦購入あっせん業者（与信業者）に対して、加盟店の勧誘販売方法等に関する調査義務を法定し、その調査結果に基づき、適正な与信が行われるよう義務づける等の措置を講じる。
- （注）「個品割賦購入あっせん」とは、個別の商品販売のたびに与信を行う取引のこと。

(2) 不適正与信の排除に向けた民事ルールの導入

- 個品割賦購入あっせん取引において、店舗外で申込みが行われた場合等につき、売買契約とともに与信契約がクーリングオフできる制度を導入する。
- 訪問販売等の取引を行う販売業者等が、与信契約に関する重要事項について、不実の告知を行った場合など、購入者は与信契約を取り消すことができるようにする。

2. 過剰与信防止のための措置

- 個品割賦購入あっせん業者（与信業者）に、支払能力を調査して過剰与信を防止すること、その調査に信用情報機関を利用すること、また調査結果を信用情報機関に登録することを義務づける。
- 信用情報機関の役職員等の秘密保持義務、割賦購入あっせん業者の役職員等による個人信用情報の漏洩・目的外使用の禁止及び罰則を規定する。

3. クレジットカード情報の保護強化

- 事業者に対してクレジットカード情報の保護のために必要かつ適切な措置を講ずるよう義務づけるとともに、漏洩・窃取の防止のための罰則を設ける。

4. 横断的事項（法律の適用対象の拡大）

(1) 割賦の定義の見直し

- 割賦販売法の適用対象は、現在、2月以上かつ3回以上の分割払いのケースに限定されている。これを、割賦購入あっせんについて、ボーナス1回払いまで適用対象とするよう定義を見直す。

(2) 指定制の見直し

- 割賦販売法の適用対象となる商品・役務は、現在、指定制をとって範囲を限定している。今後は、割賦購入あっせんについては指定制をやめる。

5. 自主規制機能の強化

6. 政府の執行体制の強化